

社会福祉法人 しあわせ福祉会

実施 年度	監査区分	文書指摘の内容	改善状況の内容	実施年月
4	未実施	—	—	—
5	未実施	—	—	—
6	実地	評議員の選任について 令和6年6月の評議員改選にあたり、理事会による評議員の推薦が行われないまま、令和6年5月21日に開催された評議員選任・解任委員会において新任の評議員の選任が行われている。また、再任の評議員については評議員選任・解任委員会において審議されず、本人からの就任承諾書の提出をもって、評議員会で委嘱状の交付が行われている。法人の定款においては、選任候補者の推薦は理事会が行い、評議員の選任は、評議員選任・解任委員会で行うと規定している。新任・再任に関わらず、定款の規定どおり、理事会は評議員の選任候補者の推薦を行い、評議員の選任は、評議員選任・解任委員会において行うこと。 【法人定款第6条第1項、第4項】	ご指摘のとおり、今後は定款の規定通りに、評議員の選任については評議員選任・解任委員会で行います。	R6.9
6	実地	評議員会議事録について 評議員会及び理事会の議事録に、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記すこと。 【規則第2条の15第3項第7号】	今後ご指摘のとおり、議事録の作成に係る職務者氏名を記します。	R6.9

6	実地	理事会の決議の省略(みなし決議)について 令和4年12月に理事会の決議の省略が行われているが、理事会の決議の省略を行う場合は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす旨の制度である。理事が理事及び監事に対して、理事会の決議の目的である事項について記載した提案書を送付し、当該提案に対して、すべての理事の同意の意思表示の書面等及び監事の異議がない旨の書面等を徴取し、これらにより全員分の意思表示を確認できた時点で理事会の決議があったものとみなされるので、適正な手続きで実施すること。また、必要事項を記載した議事録も作成すること。 【法第45条の14第9項により準用する一般法人法第96条、法人定款第26条第2項】	理事会の決議の省略(みなし決議)についてはどのような手続きをとれば(みなし決議)になるのか、理解不足でした。R4年12月18日(土)に補正予算や県・市の監査報告等の理事会を予定していたが、コロナ緊急事態宣言発令で書類審議とし会議は中止とした。今後はみなし決議をする場合は先にご指摘の手続きを実施します。	R6.9
6	実地	理事長の選定について 理事長の選定を令和5年5月28日の理事会で行ったとのことであるが、理事長選定の理事会は、理事が選任された評議員会(令和5年6月25日)以降に開催される理事会において行うこと。 【法第45条の13第3項、法人定款第16条第2項】	理事長の選定については、定款16条1項2項に従い、ご指摘の手順で選任するようにします。今般の理事長選任はR6.12.21に予定されている理事会において、追認の議題に対し、賛同の確認を致します。	R6.9
6	実地	理事会への書面出席について 令和5年12月16日及び令和6年6月1日開催の理事会において、決議事項についての同意書提出で出席扱いとなっている理事がいる。定款第26条第2項の規定は、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなすものであるが、これ以外の場合において書面提出の理事を出席扱いとはしないこと。 【法人定款第26条第2項】	理事会への書面出席の考え方について、ご指摘通り定款26条第2項の規定のみが対象で、その他の場合は書面提出があっても出席とみなさず、今後そのようにします。尚、両理事会自体は成立している。	R6.9

6	実地	理事長の職務執行状況報告について 令和4年度は、令和4年12月と令和5年3月の理事会に報告したとのことであるが、令和4年12月の理事会は書面審議（決議の省略）であり、理事長の職務執行状況報告は、実際に開催された理事会で行うことが必要である。また、令和5年度も令和6年3月の1回しか理事会への報告が行われていない。定款第17条第3項に従い適切に理事会への報告を行うこと。 【法人定款第17条第3項】	理事長の職務執行状況の理事会への報告は、令和4年度は、R5.3.26（日）の理事会1回、令和5年度はR5.5.28（日）、R6.3.30（日）の2回、令和6年度はR6.6.1（土）の理事会で報告している。今後、定款17条3項の規定に従い、4ヶ月を超える間隔で2回以上報告をしたいと思います。	R6.9
6	実地	補正予算の編成について 駐車場用地取得に係る土地代900万円が予算措置されないまま執行され、令和5年度資金収支計算書で固定資産取得支出が赤字となっている。また、事務費支出も少額だが赤字執行となっている。大科目での赤字執行がないよう適宜補正予算を編成すること。（事務費については、今後、利用者等外給食費支出を予算計上することを検討すること。） 【法人定款第31条第1項、法人経理規程第21条】	補正予算の編成について、昨年12月に駐車場用地取得の為、積立金通帳より土地代900万円を施設会計の本予算に補正予算化せずに直接支払った為、固定資産取得項目が赤字になったが、今後は適宜補正予算化してゆきます。	R6.9

「実地」・・・実地による監査を実施
「書面」・・・書面による監査を実施
「未実施」・・・監査の周期（3～5年に1回実施）に該当しない年度
「延期」・・・特別な事情により延期した場合
「中止」・・・災害等により延期